

(組合の事務所等)

第3条 この組合の事務所は、次の場所に置く。
東京都墨田区両国二丁目10番14号

(付則)

1. 昭和43年 4月 1日 兵庫県高砂市高砂町栄町105番地に従たる事務所（関西支部）
設立
2. 平成 4年 4月 1日 青森県八戸市大字河原木字青森谷地に従たる事務所（東北支部）
設立
3. 従たる事務所 兵庫県高砂市高砂町栄町105番地
従たる事務所 青森県八戸市大字河原木字青森谷地 の削除は届出の日から施行し、
平成14年 4月 1日から適用する。
4. この規約は、平成24年7月17日から施行する。